



2019年2月22日

登録団体御中

特定非営利活動法人
小学校英語指導者認定協議会
会長 吉田 研作
認定委員長 吉田 博彦

【連絡】新年度に向けての周知

拝啓

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

ご承知のとおり、新学習指導要領の本格実施に向けて、J-SHINEの資格者や地域人材の活用の機会が近年、増加しております。そのため、J-SHINEが公的に担う役割も大きくなっており、多くのお問い合わせをいただいております。そのような状況下で新年度を迎えるにあたり、再度の周知になりますが、登録団体の皆様に下記の通りご連絡いたします。

お手数をおかけすることもございますが、ご査収いただき、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- ① 登録団体のご登録内容確認について
- ② 団体専用ページの活用について
- ③ 新カリ移行措置期間の終了について
- ④ 旧願書受付期間の終了について
- ⑤ 団体認定の規約・指導者認定の規約の改訂について
- ⑥ 個人情報保護基本方針・情報セキュリティ基本方針の策定について
- ⑦ 新規出願の注意事項

以上



① 登録団体のご登録内容確認について

※こちらは各団体にお送りした書面にて確認を行ってください。



② 団体専用ページの活用について

J-SHINE では登録団体の皆様向けの専用ページを開設しております。
団体審査に関するフォーマット等が掲載されておりますので、アクセスしてご確認ください。

※新年度に向けてパスワードを更新しております。

〔URL〕 <http://www.j-shine.org/grouponly.html>

〔パスワード〕 dantai-jshine2019

その他、登録団体の皆様へのご案内事項やフォーマットの改訂などを掲載しております。
適宜ご確認ください。

③ 新カリ移行措置期間の終了について

すでにご案内の通り、2019年4月よりすべての登録団体にて新カリ対応のカリキュラムを施行していただきます。

万が一、期日までに新カリの審査が終了していない団体については新規出願の受付を停止させていただきます。

④ 旧願書受付期間の終了について

すでにご案内の通り、2019年4月より、新規出願の願書は新願書のみの受付とさせていただきます。(1年間の移行措置期間終了のため)

そのため、下記の点について不備がある場合、願書の受付ができませんのでご注意ください。

- ・使用する願書は新願書であること。(詳細は団体専用ページよりご確認ください)
- ・申請する資格の種類を明記して申請してください。
(新願書では申請希望の資格に丸印を記入します)
- ・使用言語は日本語に限らせていただきます。英語での願書は受け付けません。



⑤ 団体認定の規約・指導者認定の規約の改訂について

2019年1月22日に団体認定および指導者認定の規約について一部、改訂を行いました。改訂内容については下記のサイトよりご確認ください。

特に、指導者認定の規約第9条は50時間の指導経験に関する改訂となります。必ずご確認くださいよう、お願い申し上げます。

http://www.j-shine.org/kiyaku_d.html (団体認定の規約)

http://www.j-shine.org/kiyaku_s.html (指導者認定の規約)

⑥ 個人情報保護基本方針・情報セキュリティ基本方針の策定について

個人情報保護法の改正に伴い、J-SHINEにおいても個人情報の適切な管理・運営が求められております。

この度、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報保護の取組みを一層推進することを目的として、「個人情報保護基本方針」「情報セキュリティ基本方針」を策定いたしました。

「個人情報保護基本方針」は、当協議会が個人情報を保有するすべての資格者に適用されます。

そのため、資格取得後の資格者個人に関するお問い合わせ等については、資格者個人からのお問い合わせに限らせていただきます。あらかじめご了承ください。

⑦ 新規出願の注意事項

新規出願時の注意事項を下記に掲載いたします。

ミス防止、資格者ご本人へのご迷惑に繋がりますので、必ず遵守いただくよう、お願い申し上げます。

◆願書をご提出いただく前に、以下の点をご確認ください。

- ・氏名（漢字、ローマ字共に）誤記載がないか、確認ください。

難しい漢字をお使いの場合は、「申請者リスト」備考欄に明記してください。

また、ローマ字の氏名順が逆になっている方が散見されます。ご注意ください。

- ・クリップ止め写真の裏に必ず氏名を記入してください。また、資格証明書の写真にふさわしい写真であることを確認してください。

・ご登録のご住所が途中までしか書かれておらず、資格証明書（カード）が事務局に返送されてくるケースがあります。資格証明書は簡易書留でお送りするため、住所が不完全の場合お送りできませんのでご注意ください。また、4年後の資格更新時にご登録のご住所宛に必要な書類をお送りします。転居等の場合は、お申し出いただくように告知にご協力をお願いいたします。

・メールアドレス、電話番号はなるべくご登録ください。ご登録がない場合、資格取得後に事務局からの連絡が届かなくなります。

- ・自由記述欄の誤字脱字にご確認ください。

◆願書原本のほか、願書一式のコピーを1部送付してください。

◆50時間証明書の中身について以下の点をご確認ください。

・指導経験時間として認められるのは、英語を使用した指導に限ります。英語を使用した指導であることがわかるように記入してください。

- ・対象年齢外の指導経験を提出されるケースが見受けられます。

・50時間証明書として認定することができない場合、準認定資格での認定となります。

◆提出いただく「申請者リスト」は必ず、所定のパスワードを設定してください。個人情報漏洩の恐れがあります。ご注意ください。

◆資格認定料のお支払いは幣会から発行する請求書の到着後に行ってください。その場合、振込みは団体名の口座から行っていただくようお願いいたします。